

キャラクター使用に関する要綱

目黒区のキャラクター『めぐろん』キャラクター使用に関する要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、目黒から生まれたのキャラクター『めぐろん』のキャラクター（以下「デザイン等」という。）使用 に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許諾)

第2条

デザイン等を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ使用許諾申請を行い 株式会社クロア（以下「甲」という）の使用許諾を得なければならない。

2 使用許諾を受けた事項を変更する場合についても、前項の規定と同様とする。

3 甲は、前2項の規定によりデザイン等の使用を許諾する場合においては、条件を付すことができるものとする。

4 甲は、使用申請者が第1項および第2項の規定による使用許諾申請に要した費用については、一切の 責任を負わないものとする。

(使用許諾の期間)

第3条 デザイン等の使用許諾の期間は、前条第1項および第2項の規定により使用許諾を受けた日から 1年間とする。ただし、デザイン等の使用期間が限定されている場合は、当該使用許諾の期間を短縮することができる。

2 前項の期間満了後において、引き続きデザイン等を使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、前条第1項または第2項の規定により使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は当該使用許諾を受けた事項を変更しない限り、第1項の期間満了後においても、在庫整理の期 間としてデザイン等を使用することができる。

(使用許諾の制限)

第4条甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、デザイン等の使用を許諾しないものとする。

(1) デザイン等の使用によって誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められるとき。

(2) デザイン等のイメージを損なう恐れがあると認められるとき。

(3) 立体物で、その形状等がデザイン等の立体物と認められないとき。

(4) 宗教的行事、宗教的活動、政治活動等に使用するとき。

(5) その他デザイン等の使用が適当でないと認められるとき。

(使用許諾の解除等)

第5条甲は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許諾契約を解除し、

または当該使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱及びこの要綱に基づく取扱要領に違反したとき。
- (2) 使用者が第2条第3項の使用許諾の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 甲は、前項の規定による使用許諾の取消により使用者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(個人情報保護)

第6条甲は、デザイン等の使用許諾にあたり取得した使用申請者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(有償使用)

第7条 デザイン等の使用は有償とし、使用者は使用許諾料を納付しなければならない。

(使用許諾料)

第8条 デザイン等の使用許諾料は、次の各号に掲げるデザイン等の使用区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 商品（販売を目的として製造する製品（そのパッケージを含む）及びそれに準ずるもの）に使用する場合 商品の販売総額（販売小売価格（消費税を含む）にその予定生産量または生産実績 数量のいずれか多い方を乗じて算出される金額）に8%を乗じて得た額
- (2) 景品（商品等の販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるもの）に使用する場合その製造・制作費用に8%を乗じて得た額
- (3) 前号に該当しない場合 別途甲が決定する額

2 甲は、次に掲げる商品については、前項第1号の規定にかかわらず使用許諾料を別途個別に協議の上決定することができる。

- (1) 原価率が著しく高い商品
- (2) 特殊な原材料を使用するなど特殊な商品耐性の商品
- (3) 金融商品等販売総額の特定が難しい商品
- (4) その他特殊な事情があると甲が認める商品

(使用許諾料等の納付)

第9条 使用者は、甲から第2条の使用許諾を得られた日から起算して2週間以内に、第8条の規定により算出した使用許諾料を指定の口座に振り込まなければならない。この場合における振り込み手数料は、使用者の負担とする。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第10条 使用者は、第2条の規定により使用許諾を受けた事項以外の目的にデザイン等を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、甲が別に定める。